



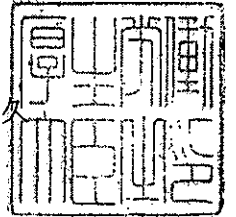
厚生労働省発職0320第2号

平成26年3月20日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱(案)

(抄)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 (略)

二 両立支援助成金制度の改正

(一) 両立支援助成金を両立支援等助成金とするものとする。

(二) 中小企業両立支援助成金のうち、育児休業又は介護休業をした労働者の職場復帰を円滑にするための能力の開発及び向上に関する措置を実施した事業主又は事業主団体に対する助成金について、廃止するものとする。

(三) 両立支援等助成金として、ポジティブ・アクション能力アップ助成金を創設するものとする。

(四) ポジティブ・アクション能力アップ助成金について、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情の改善を目的として行う措置に関する目標値を定め、公表し、一定の研修の計画を作成及び実施し、かつ、当該目標値を達成した事業主に対して、一企業あたり十五万

円（中小企業事業主の場合は三十万円）を支給するものとする。ただし、既に当該支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

三〇七（略）

第二（略）

第三 その他

- 一 この省令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。